

整理番号	市民一法申一9
------	---------

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	市民局区政支援室区行政制度担当 (06-6208-9861)
処分課（担当）名	区役所窓口サービス（住民情報）担当課
処分の名称	臨時運行の許可
概 要	自動車臨時運行の許可は、当該自動車の試運転を行う場合、新規登録、新規検査または自動車検査証が有効でない自動車についての継続検査その他の検査の申請をするために必要な提示のための回送を行う場合その他特に必要がある場合に限り、地方運輸局長、市及び特別区の長並びに政令で定める町村の長が行います。
根拠法令等 及び条項	道路運送車両法第34条第2項、第35条 区長委任規則第8号 (http://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html)
審査基準	自動車臨時運行許可の申請に際しては、次の点を審査する。 1. 自動車臨時運行許可の申請には、次のものを必要とする。 (1) 臨時運行許可申請書 (2) 自動車損害賠償責任保険証明書又は自動車損害賠償責任共済証明書（以下、保険証明書という。） 保険証明書は、当該臨時運行の許可申請に係る自動車のものであり、原本であること。 (3) 自動車検査証等自動車の同一性が確認できる証明書（以下、自動車検査証等という。） 自動車検査証（自動車予備検査証）、譲渡証明書、抹消登録証明書、自動車通関証明書、登録事項等証明書、自動車検査返納証明書、輸出自動車検査基準適合書、軽自動車届出済証返納証明書。 ただし、上記の自動車検査証明書等を提示できない場合には、車台番号の拓本、その他自動車の同一性を確認できる書面。 (4) 手数料 2. 申請に対しては次の点が確認された後、審査を行う。 (1) 運転免許証等により、申請者が本人であることが確認できること。 法人の申請で、代表者以外の者が申請手続きを行う場合には、その者が法人の社員又は法人から委任を受けていることが確認できること。 (2) 申請地は運行の経路の最寄の区であること。 (3) 申請年月日が妥当であること（通常は申請日が運行初日またはその前日であること。運行初日が休日の翌日である場合には、申請理由（検査・登録）により申請日が休日の前日でも可）。 3. 審査は申請書の記載内容について、次の点を審査する。 (1) 住所・氏名が正確に記載されていること。 (2) 車名、形状、車台番号が、自動車検査証等のとおりに記載されていること。 (3) 運行の目的は正当なものであること（検査、登録、試運転、販売による現車の引き渡しのための回送等）。 (4) 運行の経路は、その目的を達するために必要とする発着点を結ぶ区間のほか、その主要な経過地も記載されていること。 (5) 運行の期間は、運行の目的・経路を勘案して、5日以内に真に必要と認められる日数であること。 又、継続して許可することは原則としてできない。やむを得ず正当な理由により2回以上許可する場合には、理由書の提出を受けること。 (6) 自賠責証明書番号、証明年月日、保険会社名が保険証明書どおりに記載されていること。運行の期間が 保険期間内であり、保険期間の最終日にかからないこと。
標準処理期間	即時
経由日数	一
提出先	運行経路の最寄の区役所（税証明の発行窓口）
提出時期	運行初日またはその前日。運行初日が休日の翌日である場合には、申請理由により申請日が休日の前日でも可。

様式 1

提出方法	所定の申請用紙に必要事項を記入のうえ、自動車損害賠償責任保険証明書・自動車検査証などの原本および本人確認書類(自動車運転免許証、マイナンバーカード、在留カードなど個人が特定できる写真付きのもの)をそえて、運行経路の最寄の区役所（税証明の発行窓口）へ提出してください。
手数料	1両につき750円
相談窓口	区役所窓口サービス（住民情報）担当 課
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/shimin/page/0000004803.html
備 考	